

「政治資金監査に関する研修実施要領」等の改正について(案)

1 趣 旨

政治資金規正法第19条の27第1項の政治資金監査に関する研修の実施方法及び受講手続等をより明確にするため、「政治資金監査に関する研修実施要領」（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）及び「政治資金監査に関する研修実施細則」（平成20年12月10日政治資金適正化委員会委員長決定）について、所要の改正を行う。

2 改定の概要

(1) 「政治資金監査に関する研修実施要領」

- ① 研修の内容
改定後の「政治資金監査マニュアル」（平成22年9月改定）に沿って改正。
- ② 研修の実施
集合研修及び個別研修の実施を明記。
- ③ 研修受講の手続
研修受講の申込期日等を明確化。

(2) 「政治資金監査に関する研修実施細則」

- ④ 研修受講者の取扱い
集合研修及び個別研修それぞれの受講者の取扱いを明確化。

「政治資金監査に関する研修実施要領」（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）の改正（案）新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>1 研修の目的 政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を習得することを目的とする。</p> <p>2 研修対象者 政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人</p> <p>3 研修時間及び内容 研修に要する時間は全体で3時間程度とし、そのうち講義時間は2時間半程度とする。その内容及び時間配分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 以下の資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を1時間程度行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「政治資金規正法のあらまし」 ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目 <ul style="list-style-type: none"> I. 政治資金監査の目的 II. 登録政治資金監査人 III. 国会議員関係政治団体 </p> <p>(2) 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目 <ul style="list-style-type: none"> IV. 政治資金監査指針 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> V. 政治資金監査報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・「政治資金監査実施要領」 ・「政治資金監査チェックリスト」 ・「政治資金監査関係法令集」 </p>	<p>1（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>3（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目 <ul style="list-style-type: none"> IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針 V. 政治資金監査指針② 個別監査指針 VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング* VII. 政治資金監査報告書 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政治資金監査チェックリスト」 ・「政治資金監査関係法令集」 </p>

改正前	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 研修受講の手続 研修の受講申込手続きについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講申込 研修の受講を希望する者は、政治資金適正化委員会事務局が定める研修事前申込書に必要な事項を記入し、政治資金適正化委員会事務局の指定する期日までに、 _____政治資金適正化委員会に提出することとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 受講者の決定 政治資金適正化委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で研修受講者を_____決定し、各受講決定者に対して研修を行う日時、_____会場の所在地等を記載した政治資金監査研修受講決定通知書（別紙様式1）を交付する。</p>	<p>4 研修の実施 政治資金適正化委員会は次の研修を実施し、登録政治資金監査人はそのいずれかの研修を受けるものとする。</p> <p>(1) 集合研修 政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。</p> <p>(2) 個別研修 政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。</p> <p>5 研修受講の手続 研修の受講申込手續_____については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 研修事前申込書の提出 研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・個別研修の別及び受講希望日時を記載した書面（以下「研修事前申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。 ①集合研修 受講希望日の4週間前まで（必着） ②個別研修 受講希望日の1週間前まで（必着）（受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。）</p> <p>(2) 受講者の決定 政治資金適正化委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で研修受講者を速やかに決定し、各受講決定者に対して研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した政治資金監査研修受講決定通知書（別紙様式1）を交付する。</p>

改正前	改正後（案）
<p>(3) 研修の受講 <u>政治資金監査研修受講決定通知書を交付された者は、指定された日時、会場において研修を受講することとし、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書（別紙様式2）に必要な事項を記入し、政治資金適正化委員会事務局の指定する期日までに、政治資金適正化委員会に提出することとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>政治資金適正化委員会は、<u>研修受講者に対し、政治資金監査研修申込書と引き替えに、政治資金監査研修受講票（別紙様式3）及び3の研修資料を交付する。</u></p> <p>(4) 研修手数料の取扱い <u>政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が政治資金監査研修受講票及び研修資料の交付を受けた後に自己の責任により研修を受講しないこととした場合、研修日時の変更を認めることとし、研修手数料を返還しない。</u> <u>また、研修受講者が自己の責任により研修を途中で中断した場合でも、研修手数料を返還しない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(3) 政治資金監査研修申込書の提出 <u>政治資金監査研修受講決定通知書を交付された者は、</u> <u>研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書（別紙様式2）に必要な事項を記入し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。</u> <u>①集合研修 研修日の2週間前まで（必着）</u> <u>②個別研修 研修日当日（持参）</u></p> <p>(4) 政治資金監査研修受講票等の交付 <u>政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修申込書を提出した研修受講者に対して、政治資金監査研修受講票（別紙様式3）及び3の研修資料を交付する。</u></p> <p>(5) 研修手数料の取扱い <u>政治資金適正化委員会は、</u> <u>政治資金監査研修受講票及び研修資料の交付を受けた者が自己の責任により研修を受講しないこととした場合、又は、</u> <u>_____自己の責任により研修を途中で中断した場合においても、研修手数料を返還しない。ただし、研修の日時・会場の変更は認めることとする。</u></p> <p>(6) 提出期限の特例 <u>政治資金適正化委員会は、(1)又は(3)に定める日後に、研修事前申込書又は政治資金監査研修申込書が提出されたときは、その受講希望日時の研修に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修受講の手続を進めることができるものとする。</u></p>

改正前	改正後（案）
<p>(別紙様式1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">政治資金適正化委員会</p> <p style="text-align: center;">政治資金監査研修受講決定通知書</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>注意事項</p> <p>(1) 別紙様式2の政治資金監査研修申込書……を、研修日の2週間前までに必着するよう政治資金適正化委員会あて提出……</p> <p>(2) 研修日の1週間前までに、政治資金監査研修受講票及び研修資料を自宅に送付…</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……</p> </div>	<p>(別紙様式1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">政治資金適正化委員会</p> <p style="text-align: center;">政治資金監査研修受講決定通知書</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>注意事項</p> <p>(1) 別紙様式2の政治資金監査研修申込書……を、研修日の2週間前までに必着するよう政治資金適正化委員会あて提出……</p> <p>(2) 研修日の1週間前までに、政治資金監査研修受講票及び研修資料を自宅に送付…</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……</p> </div> <p>※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。</p>
<p>(別紙様式2) (略)</p>	<p>(別紙様式2) (略)</p>

改正前	改正後（案）
<p>(別紙様式 3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">政治資金監査研修受講票</div> <p>~~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>注意事項</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) 研修会場の座席については、指定した座席に着席していただきますので、ご了承ください。</p> <p>(6) 途中入場は認めません。また、途中退出（離席を含む。）した場合は、政治資金監査研修修了証書を交付しません。</p> </div>	<p>(別紙様式 3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">政治資金監査研修受講票</div> <p>~~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>注意事項</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) 研修会場の座席については、指定した座席に着席していただきますので、ご了承ください。</p> <p>(6) 途中入場は認めません。また、途中退出（離席を含む。）した場合は、政治資金監査研修修了証書を交付しません。</p> </div> <p>※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。</p>
<p>(別紙様式 4) (略)</p>	<p>(別紙様式 4) (略)</p>

「政治資金監査に関する研修実施細則」（平成20年12月10日政治資金適正化委員会委員長決定）の改正（案）新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定。以下「実施要領」という。）の<u>9</u>に基づき、以下を定める。</p> <p>1 研修受講者の取扱い</p> <hr/> <p><u>(1)</u> 講義開始後に研修会場に入場しようとする者の取扱い 講義開始後に研修会場に入場しようとする者に対しては、理由の<u>如何</u>を問わず、研修の受講を認めない。</p> <p><u>(2)</u> 講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者の取扱い 講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。 ただし、生理的現象によるやむを得ない場合については、社会的常識の範囲内で取り扱うこととする。</p> <p><u>(3)</u> 休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場しようとする者の取扱い 休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。</p> <p><u>(4)</u> その他 以上<u>(1)</u>から<u>(3)</u>に掲げる者で研修の受講を認められなかった者のうち、希望者に対しては、講義の聴講を認める。 ただし、講義を聴講しても実施要領に定める研修修了者とは認められないため、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。</p>	<p>政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定。以下「実施要領」という。）の<u>10</u>に基づき、以下を定める。</p> <p>1 研修受講者の取扱い</p> <p><u>(1)</u> 集合研修の受講者</p> <p><u>①</u> 講義開始後に研修会場に入場しようとする者の取扱い 講義開始後に研修会場に入場しようとする者に対しては、理由の<u>いかん</u>を問わず、研修の受講を認めない。</p> <p><u>②</u> （同左）</p> <p><u>③</u> （同左）</p> <p><u>④</u> その他 以上<u>①</u>から<u>③</u>までに掲げる者で研修の受講を認められなかった者のうち、希望者に対しては、講義の聴講を認める。 ただし、講義を聴講しても実施要領に定める研修修了者とは認められないため、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。</p>

